

資料編

[用 語]

○国民保護に関する用語

1 法令名等

用 語	意 義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成16年法律第112号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成16年政令第275号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令【平成17年総務省令第44号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第一追加議定書】 ・非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成16年法律第114号】
買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和48年法律第48号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成25年内閣府告示第229号】
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

2 住民関連

用 語	意 義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語が不自由な外国人など、災害時において支援等の配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 など
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第2条第2項】

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78条、第81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】

国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（国民保護法第18条における準用を含む）の規程による要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の規定による求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を得て実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

4 避難、救援等関連

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第52条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第52条】
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第58条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第139条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。）【国民保護法第141条、第171条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。 【事態対処法第2条】
国民保護措置 （国民の保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。【国民保護法第172条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第94条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。【国民保護法第79条】
物資 （救援の実施に必要な物資）	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第81条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。【国民保護法第81条】

5 関係機関、施設関連

用 語	意 義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。【事態対処法第2条】 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第2条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第11条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第16条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第19条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第41条】
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する施設（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第64条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。【国民保護法第61条】
国民保護担当	市の防災、災害対策等の危機管理業務を主として担当する部署をいう。

[関係機関等]

○関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央市役所（本庁舎）	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-28-6000
川之江庁舎	四国中央市金生町下分865	0896-28-6200
土居庁舎	四国中央市土居町入野178-1	0896-28-6300
新宮庁舎	四国中央市新宮町新宮461	0896-28-6000

2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛媛県県民環境部防災局危機管理課	松山市一番町4-4-2	089-912-2335
東予地方局総務県民課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300
産業振興課	西条市丹原町池田1611	0898-68-7322
河川港湾課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300
四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川4丁目6-53	0896-24-4455
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-53	0896-23-3360
東予家畜保健衛生所	西条市氷見乙2025	0897-57-9122

3 県内市町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山市危機管理担当部長付	松山市二番町4-7-2	089-948-6791
今治市防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-32-5200
宇和島市危機管理課	宇和島市曙町1	0895-24-1111
八幡浜市危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市防災安全課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1234
西条市危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
西予市危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市総務課危機管理室	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
久万高原町総務課	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町総務課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111

砥部町総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323
内子町総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦1933-1	0894-38-0211
松野町総務課危機管理室	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111
鬼北町総務課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町御荘平城3211	0895-72-0119

4 近隣市町村（県外）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
高知県大豊町総務課	高知県長岡郡大豊町高須231	0887-72-0450
高知県本山町総務課	高知県長岡郡本山町本山504	0887-76-2113
高知県大川村総務課	高知県土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
香川県観音寺市危機管理課	観音寺市坂本町1丁目1-1	0875-23-3900
徳島県三好市危機管理課	三好市池田町シンマチ1500-2	0883-72-7600

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局松山地域センター	松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177
四国森林管理局愛媛森林管理署 土居森林事務所	四国中央市土居町入野1079-1	0896-74-8110
四国地方整備局 西条国道維持出張所	西条市福武甲459-1	0897-56-1264
松山地方气象台	松山市持田町102	089-941-0012
第六管区海上保安本部	広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17	082-251-5111
今治海上保安部	今治市片原町1-2	0898-22-0118
三島川之江分室	四国中央市三島紙屋町6-45	0896-24-4498

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山駐屯地第14特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人 水資源機構 富郷ダム管理所	四国中央市富郷町津根山353-6	0896-22-0302
日本赤十字社愛媛県支部	松山市一番町4-4-2	089-921-2111
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内5	089-921-1111
日本郵便株式会社（四国支社）		
長津郵便局	四国中央市土居町津根1927-4	0896-74-4282
中上簡易郵便局	四国中央市妻鳥町2020-3	0896-56-8748
土居郵便局	四国中央市土居町入野847-6	0896-74-2018

富郷郵便局	四国中央市富郷町寒川山425の3	0896-22-0300
大門簡易郵便局	四国中央市川之江町3217-6	0896-56-0701
関川郵便局	四国中央市土居町上野1717	0896-74-4283
新宮郵便局	四国中央市新宮町新宮467	0896-72-2001
金砂簡易郵便局	四国中央市金砂町平野山232	0896-29-0120
川之江郵便局	四国中央市金生町下分857の1	0896-56-2271
川之江妻鳥郵便局	四国中央市妻鳥町353の14	0896-56-3611
川之江新町郵便局	四国中央市川之江町1720-2	0896-56-3612
川滝郵便局	四国中央市川滝町下山2021の8	0896-56-3615
上山簡易郵便局	四国中央市新宮町上山3322	0896-72-2617
上分郵便局	四国中央市上分町517-6	0896-56-3614
蕪崎郵便局	四国中央市土居町蕪崎310-3	0896-74-4281
伊予三島郵便局	四国中央市三島中央5-6-17	0896-23-3563
伊予三島港郵便局	四国中央市三島中央1-5-21	0896-23-3086
伊予三島中之庄郵便局	四国中央市中之庄町126の1	0896-23-4250
伊予三島豊岡郵便局	四国中央市豊岡町豊田116の1	0896-25-0900
伊予三島寒川郵便局	四国中央市寒川町519の3	0896-23-3700
伊予三島朝日郵便局	四国中央市三島朝日1-5-23	0896-23-4285
西日本高速道路株式会社愛媛高速道路事務所	松山市井門町804	089-905-0181
四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅	四国中央市三島中央3-1-37	0896-23-2070
西日本電信電話株式会社愛媛支店	松山市一番町4-3	089-936-3570
株式会社NTTドコモ 四国支社	高松市サンポート2-1	087-825-5352
四国電力株式会社 四国中央営業所	四国中央市中曾根町1680-1	0896-23-4430
KDDI株式会社 四国総支社	高松市番町1-6-8	087-823-6777

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伊予鉄道株式会社	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
一般社団法人愛媛県医師会	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
一般社団法人愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
一般社団法人愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後2-11-14	089-923-1287
南海放送株式会社	松山市本町1-1-1	089-915-3333
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町119	089-943-1111
株式会社あいテレビ	松山市竹原町1-5-25	085-921-2121
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
株式会社エフエム愛媛	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111

9 消防本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町750	0896-23-6613
四国中央市消防署	〃	0896-23-6611
川之江分署	四国中央市川之江町1516-1	0896-56-8880
三島分署	四国中央市三島金子1-8-49	0896-24-8880
土居分署	四国中央市土居町入野178-1	0896-74-5001
新宮分遣所	四国中央市新宮町馬立甲153-1	0896-72-2150
嶺南分遣所	四国中央市富郷町寒川山463-4	0896-22-0340

10 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央警察署	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110
三島交番	四国中央市三島中央1-14-14	0896-24-1906
川之江交番	四国中央市川之江町912-3	0896-56-2059
寒川警察官連絡所	四国中央市寒川町1841-1	0896-25-1179
豊岡駐在所	四国中央市豊岡町豊田42-1	0896-25-2302
金砂駐在所	四国中央市金砂町平野山乙499-6	0896-29-0008
川滝駐在所	四国中央市川滝町下山1882-1	0896-56-5684
金田警察官連絡所	四国中央市金田町金川357-3	0896-56-6469
新宮駐在所	四国中央市新宮町新宮446	0896-72-2030
土居駐在所	四国中央市土居町土居1154-1	0896-74-2004
津根駐在所	四国中央市土居町津根143-4	0896-74-6618
小林駐在所	四国中央市土居町小林841-6	0896-74-6799
天満駐在所	四国中央市土居町蕪崎638-4	0896-74-6790

11 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
うま農業協同組合	四国中央市三島金子2-4-23	0896-24-5500
川之江漁業協同組合	四国中央市川之江町4101	0896-58-2019
三島漁業協同組合	四国中央市三島中央1-11-17	0896-24-2815
寒川漁業協同組合	四国中央市寒川町4775-4	0896-23-3718
土居町漁業協同組合	四国中央市土居町蕪崎1594	0896-74-3277
宇摩森林組合	四国中央市具定町465-5	0896-24-2775
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分865	0896-58-3530
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6127
川之江支所	四国中央市金生町下分865	0896-28-6237
土居支所	四国中央市土居町入野174-3	0896-28-6351
新宮支所	四国中央市新宮町新宮50	0896-72-2774
宇摩医師会	四国中央市妻鳥町1579-4	0896-56-4869

[避難施設等関係]

○避難所・一時避難場所一覧

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 担 当 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用 電源の 有無	大型車 両のア クセス の可否
					避難所 (人)	一時 避難 場所 (人)	給食 設備	障 害 者 ト レ	コ リ 造 C R 含 等	ク ト R S を ン ー (、 C む)		
1	川之江小学校	川之江町2370	0896-28-6285	教育総務課	350	—	有	有	RC	F 3	無	可
2	金生第一小学校	金生町下分1665	0896-28-6282	教育総務課	240	5,400	有	有	RC	F 3	無	否
3	金生第二小学校	金生町山田井775	0896-28-6283	教育総務課	180	3,600	有	無	RC	F 3	無	可
4	妻鳥小学校	妻鳥町1488	0896-28-6281	教育総務課	330	6,200	有	有	RC	F 3	無	可
5	上分小学校	上分町800	0896-28-6284	教育総務課	280	2,900	有	有	RC	F 3	無	可
6	南小学校	金田町金川145	0896-28-6280	教育総務課	260	6,400	有	有	RC	F 3	無	可
7	川之江北中学校	川之江町2390	0896-28-6287	教育総務課	400	7,500	有	有	RC	F 3	無	可
8	川之江南中学校	上分町395	0896-28-6286	教育総務課	400	7,700	有	有	RC	F 3	無	可
9	川之江公民館	川之江町1856-40	0896-28-6247	生涯学習課	300	—	有	無	RC	F 3	有	可
10	金生公民館	金生町下分703-2	0896-28-6249	生涯学習課	100	—	有	無	RC	F 2	有	可
11	上分公民館	上分町556-1	0896-28-6248	生涯学習課	300	—	有	無	RC	F 2	有	可
12	妻鳥公民館	妻鳥町1480-2	0896-28-6250	生涯学習課	200	—	有	有	RC	F 1	有	可
13	金田公民館	金田町金川330	0896-28-6251	生涯学習課	100	—	有	無	RC	F 2	有	可
14	川滝公民館	川滝町下山1882-1	0896-28-6252	生涯学習課	150	—	有	無	RC	F 1	有	可
15	川之江幼稚園	川之江町1061	0896-28-6279	教育総務課	60	1,000	無	無	RC	F 2	無	可
16	川之江保育園	川之江町1070	0896-28-6270	こども課	150	—	有	無	RC	F 1	無	可
17	金生保育園	金生町下分1653-1	0896-28-6273	こども課	100	—	有	無	RC	F 2	無	否
18	上分保育園	上分町545-1	0896-28-6272	こども課	50	—	有	無	RC	F 2	無	否
19	金田保育園	金田町金川203-1	0896-28-6275	こども課	50	—	有	無	RC	F 2	無	否
20	石川保育園	川滝町下山2104-3	0896-28-6277	こども課	50	—	無	無	RC	F 1	無	否
21	ふれいあい公園管理棟	川滝町下山1353-2	—	生涯学習課	50	—	無	無	RC	F 1	無	否
22	市民会館川之江会館	川之江町4071	0896-28-6246	生涯学習課	1,000	—	無	無	RC	F 2	無	可
23	川之江高等学校	川之江町2255	0896-58-2061	愛媛県	500	8,000	有	無	RC	F 4	無	可
24	川之江体育館	川之江町1012-48	0896-28-6255	生涯学習課	1,000	—	無	有	RC	F 2	有	可
25	川之江文化センター	金生町下分791-2	0896-28-6236	文化図書課	500	—	有	有	RC	F 4	有	可
26	川之江コミュニティセンター	川之江町2975-2	0896-28-6253	生涯学習課	200	—	無	無	RC	F 2	無	可
27	川之江老人憩いの家	川之江町933	0896-28-6264	高齢介護課	200	—	無	無	RC	F 1	無	可
28	切山集会所	金生町山田井乙261-4	0896-58-7754	市民交流課	50	—	有	無	RC	F 1	無	否
29	半田公会堂	金田町半田乙264-3	—	市民交流課	50	—	有	無	RC	F 1	無	可
30	柴生公会堂	柴生町461-4	—	市民交流課	40	—	有	無	RC	F 1	無	可
31	下川集会所	下川町777	0896-58-6278	生涯学習課	60	—	有	無	RC	F 1	無	可
32	生きがい研修センター	金生町山田井826-3	0896-28-6262	市民交流課	200	—	有	有	RC	F 1	無	可
33	川之江西老人集いの家	川之江町281-2	—	高齢介護課	200	—	無	無	RC	F 1	無	可
34	松柏小学校	下柏町407	0896-28-6094	教育総務課	270	3,000	無	有	RC	F 3	無	可

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 口 担 当 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用の 電源の有無	大型車 両のア クセス の可否
					避難所 (人)	一時 避難 場所 (人)	給食 設備	障 害 用 者 ト レ	コ リ ン ト R S を 含 む 等	階数		
35	三島小学校	三島中央3-2-23	0896-28-6095	教育総務課	390	4,000	無	有	RC	F3	無	可
36	中曽根小学校	中曽根町1556	0896-28-6093	教育総務課	210	2,800	無	無	RC	F3	無	否
37	中之庄小学校	中之庄町140	0896-28-6092	教育総務課	340	3,900	無	有	RC	F3	無	可
38	寒川小学校	寒川町1814	0896-28-6096	教育総務課	280	3,300	無	無	RC	F3	無	可
39	豊岡小学校	豊岡町豊田45	0896-28-6097	教育総務課	170	2,800	無	無	RC	F3	無	可
40	三島東中学校	中曽根町199	0896-28-6098	教育総務課	610	6,600	無	有	RC	F4	無	可
41	三島南中学校	寒川町4335	0896-28-6099	教育総務課	460	6,000	無	有	RC	F3	無	可
42	三島西中学校	中之庄町乙38-1	0896-28-6100	教育総務課	480	5,400	無	無	RC	F3	無	否
43	三島高等学校	三島中央5-11-30	0896-23-2136	愛媛県	500	8,000	有	有	RC	F3	無	有c
44	松柏公民館	下柏町388	0896-28-6062	生涯学習課	50	—	有	有	RC	F2	無	否
45	村松公民館	村松町38-1	0896-23-4724	生涯学習課	50	—	有	無	RC	F2	無	否
46	三島公民館	三島中央3-4-21	0896-28-6063	生涯学習課	100	—	有	有	RC	F3B1	無	否
47	中曽根公民館	中曽根町1553	0896-28-6061	生涯学習課	50	—	有	無	RC	F2	無	否
48	中之庄公民館	中之庄町108	0896-28-6065	生涯学習課	50	—	有	有	RC	F2	無	可
49	寒川公民館	寒川町1390	0896-28-6066	生涯学習課	50	—	有	有	RC	F1	無	可
50	豊岡公民館	豊岡町豊田78-1	0896-28-6067	生涯学習課	50	—	有	有	RC	F3	無	否
51	豊岡公民館長田分館	豊岡町長田394	0896-25-0708	生涯学習課	30	—	有	無	RC	F2	無	否
52	伊予三島運動公園体育館	中之庄町1165-1	0896-28-6071	生涯学習課	600	35,000	無	有	RC	F3	有	可
53	上小川集会所	金砂町上小川2264-1	0896-29-0004	市民交流課	20	—	有	無	RC	F1	無	否
54	中之川集会所	金砂町上小川351-1	—	市民交流課	30	—	有	無	木造	F1	無	否
55	藤原集会所	富郷町津根山123	0896-22-0439	市民交流課	20	—	有	無	木造	F1	無	否
56	寒川山集会所	富郷町寒川山226	0896-22-0155	市民交流課	30	—	有	無	RC	F1	無	否
57	関川小学校	土居町上野1754	0896-28-6369	教育総務課	270	2,500	無	有	RC	F2	無	否
58	土居小学校	土居町土居1580	0896-28-6366	教育総務課	200	2,900	無	無	RC	F3	無	可
59	小富士小学校	土居町小林667	0896-28-6367	教育総務課	140	3,200	無	無	RC	F2	無	否
60	長津小学校	土居町津根2061	0896-28-6370	教育総務課	140	3,000	無	無	RC	F2	無	否
61	北小学校	土居町蕪崎1040	0896-28-6368	教育総務課	140	3,500	無	有	RC	F2	無	否
62	土居中学校	土居町土居375	0896-28-6371	教育総務課	380	7,500	無	有	RC	F3	無	可
63	小富士公民館	土居町小林814	0896-28-6359	生涯学習課	100	—	無	無	RC	F2	有	可
64	長津公民館	土居町津根2682	0896-28-6362	生涯学習課	130	—	有	有	RC	F1	有	可
65	天満公民館	土居町天満2011-1	0896-28-6360	生涯学習課	100	—	無	無	RC	F2	有	可
66	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507-1	0896-28-6361	生涯学習課	100	—	無	無	RC	F1	有	否
67	土居公民館	土居町土居891	0896-28-6358	生涯学習課	100	—	無	無	RC	F2	有	否
68	北野保育園	土居町北野1522	0896-28-6376	こども課	70	—	有	無	RC	1F	無	否
69	土居保育園	土居町土居1570	0896-28-6372	こども課	70	—	有	無	RC	1F	無	否
70	小林保育園	土居町小林834	0896-28-6373	こども課	70	—	有	無	RC	1F	無	否
71	長津保育園	土居町津根2313	0896-28-6375	こども課	70	—	有	無	RC	1F	無	否
72	北保育園	土居町蕪崎712	0896-28-6374	こども課	70	—	有	無	RC	1F	無	否
73	土居東幼稚園	土居町津根3703-1	0896-28-6364	教育総務課	30	—	無	無	RC	F1	無	可
74	土居西幼稚園	土居町入野86	0896-28-6365	教育総務課	30	—	無	無	RC	F1	無	可

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 窓 口 担 当	収容人員		保有設備		構造		非常用 電源の 有無	大型車 両のア クセス の可否
					避難所 (人)	一時 避難場 所(人)	給食 設備	障 害 者ト レ	コ リ 造 C R 含 等	ク ト R S を ン ー (C む)		
75	野田中央会館	土居町野田甲1244-1	—	市民交流課	100	—	無	無	R C	F 2	無	否
76	農村環境改善センタ	土居町入野178-1	0896-28-6300	農業振興課	700	—	無	無	R C	F 1	無	可
77	土居文化会館	土居町入野939	0896-28-6353	文化図書課	1,000	—	無	有	R C	F 2 B 1	有	可
78	新宮公民館	新宮町新宮482	0896-28-6410	生涯学習課	500	—	有	有	R C	F 2	無	否
79	総野集会所	新宮町馬立4453	0896-72-3031	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
80	少年自然の家	新宮町新瀬川乙76	0896-28-6417	生涯学習課	500	—	有	無	木造	F 1	無	可
81	新成・堂成集会所	新宮町馬立4219-1	—	市民交流課	30	—	有	無	木造	F 1	無	可
82	久保ヶ内集会所	新宮町新瀬川312	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	可
83	金山集会所	新宮町新宮620	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
84	古野集会所	新宮町馬立1190	0896-72-2133	市民交流課	160	—	有	無	R C	F 1	無	否
85	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922	0896-72-2138	総務課	80	—	無	無	木造	F 1	無	否
86	中上集会所	新宮町上山3108	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
87	中西集会所	新宮町新宮50	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	可
88	長瀬生活改善センタ	新宮町馬立甲153	—	市民交流課	20	—	有	無	木造	F 1	無	可
89	ジョイフル八窪	新宮町上山6751	—	市民交流課	120	—	有	無	R C	F 2	無	否
90	金田グラウンド	金田町金川270-1	—	生涯学習課	—	3,000	無	無	—	—	無	可
91	市民グラウンド	川之江町594	—	生涯学習課	—	7,900	無	無	—	—	無	可
92	埋立グラウンド	妻島町3053	—	生涯学習課	—	5,000	無	無	—	—	無	可
93	向山グラウンド	金生町下分2571-11	—	生涯学習課	—	1,400	無	無	—	—	無	可
94	浜公園多目的広場	川之江町4109-3	—	生涯学習課	—	9,700	無	無	—	—	無	可
95	森と湖畔の公園	金田町半田甲232	0896-28-6269	観光交流課	—	1,000	無	無	—	—	無	可
96	大江1号緑地	妻島町3070	—	港湾課	—	3,500	無	無	—	—	無	可
97	新田公園	柴生町字山瀬乙169	—	都市計画課	—	3,100	無	有	—	—	無	可
98	伊予三島運動公園	中之庄町1655-1	0896-28-6071	生涯学習課	—	35,000	無	無	—	—	無	可
99	松柏グラウンド	下柏町388	—	生涯学習課	—	2,400	無	無	—	—	無	否
100	やまじ風公園	土居町畑野1637	0896-74-8882	生涯学習課	—	12,400	無	無	—	—	無	可
101	土居高等学校	土居町中村892	0896-74-2017	愛媛県	—	8,000	有	無	—	—	無	可

○福祉避難所一覧

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 窓 口 担 当	収容人員		保有設備		構造		非常用 電源の 有無	大型車 両のア クセス の可否
					避難所 (人)	避難場 所(人)	給食 設備	障 害 者ト レ	コ リ 造 C R 含 等	ク ト R S を ン ー (C む)		
1	川之江保健センター	金生町下分789-1	0896-28-6241	保健推進課	130	—	有	有	R C	F 3	無	可
2	保健センター	三島宮川4-6-53	0896-28-6054	保健推進課	170	—	有	有	R C	F 3	無	可
3	土居老人憩いの家	土居町入野174-2	0896-28-6352	高齢介護課	45	—	無	無	R C	F 1	無	可
4	土居福祉センター	土居町入野174-3	—	生活福祉課	110	—	有	無	R C	F 2	無	可
5	土居こども館	土居町入野178-1	0896-28-2395	こども課	70	—	有	無	R C	F 2	無	可

○輸送力一覧

1 トラック

(平成24年9月現在)

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一般	南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1		2	
	三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1		2	
	四国興産有限公司	0896-58-6136	1				1		2	
	タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335	1				1		2	
	大一運送株式会社	0896-58-4390			1		2		3	
	金生運輸株式会社	0896-58-4356			1		2		3	
	日本興運株式会社	0896-24-2550			1		1		2	
	合田商事有限公司	0896-24-1538			1		1		2	
	株式会社三島機帆船運送商会	0896-58-1218			1		1		2	
	小富士合同運送株式会社	0896-58-5861			1		1		2	

(注) 第1次出動 --- 命令受領と同時に出動

第2次出動 --- 命令受領後1時間以内に出動

第3次出動 --- 命令受領別に指示する時に出動

2 バス

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗合 貸切	瀬戸内運輸株式会社 川之江営業所	0896-56-2975	2		2		2		6	

3 タクシー

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗用	丸ハタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1		2
	有限会社川之江タクシー	0896-58-1188				1				1
	宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2		1		1		4
	三島交通株式会社	0896-24-5455		1				1		2
	まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1				1
	有限会社松屋タクシー	0896-74-2066		1				1		2

4 霊柩車

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
霊柩	株式会社コスモス 石川 邦彦	0896-58-6889				1				1
	有限会社宇摩公益社 相沢 裕二	0896-23-3478		1		1				2
	三島公益センター株式会社 伊藤 誠史	0896-23-5176				1				1

○飛行場外臨時離着陸場一覧

1 臨時ヘリポート

名 称	所 在 地	区 分	駐機数		位 置	
			中	大	(緯 度)	(経 度)
新田公園	四国中央市柴生町字山瀬乙169	地域拠点	1	—	北緯33度59分35秒	東経133度36分59秒
伊予三島運動公園	四国中央市中之庄町1678-5	地域拠点	4	2	北緯33度58分43秒	東経133度31分35秒
やまじ風公園	四国中央市土居町畑野1637	地域拠点	3	2	北緯33度56分47秒	東経133度24分43秒
浜公園多目的広場	四国中央市川之江町4109-3	緊急 (適地)	3	1	北緯34度1分07秒	東経133度33分56秒
翠波峰駐車場	四国中央市具定町字重石乙66-54	緊急 (適地)	1	—	北緯33度56分21秒	東経133度32分15秒
スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町寒川山字上長瀬151	緊急 (適地)	3	—	北緯33度55分14秒	東経133度30分47秒
新宮	四国中央市新宮町新瀬川403	緊急 (適地)	3	1	北緯33度55分11秒	東経133度38分39秒
新宮小中学校グラウンド	四国中央市新宮町新宮105	緊急 (準適地)	1	—	北緯33度56分53秒	東経133度38分22秒

[医療・救護関係]

○医療機関及び救護班一覧

(平成25年9月現在)

市	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産 施設の 有無	救護 班数
四 国 中 央 市	1 公立学校共済組合四国中央病院	799-0193	四国中央市川之江町2233	0896-58-3515	255 (209)	○	2
	2 長谷川病院	799-0111	四国中央市金生町下分1249-1	0896-58-5666	150 (150)	—	1
	3 H I T O病院	799-0121	四国中央市上分町788-1	0896-58-2222	257 (257)	—	1
	4 西岡病院	799-0421	四国中央市三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	1
	5 豊岡台病院	799-0435	四国中央市豊岡町長田603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	1
	6 公立学校共済組合三島医療センター	799-0422	四国中央市中之庄町1684-2	0896-23-3345	90 (90)	—	1
	7 栗整形外科病院	799-0422	四国中央市中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	1
	8 四国中央市立国民健康保険新宮診療所	799-0303	四国中央市新宮町新宮50	0896-72-2131	0 (0)	—	1
	9 松風病院	799-0724	四国中央市土居町入野981	0896-74-2001	249 (45)	—	1
	10 恵康病院	799-0700	四国中央市土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	1
新 居 浜 市	1 財団新居浜病院	792-0828	新居浜市松原町13-47	0897-43-6151	447 (0)	—	1
	2 十全第二病院	792-0844	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-41-2222	306 (0)	—	1
	3 愛媛労災病院	792-8550	新居浜市南小松原町13-27	0897-33-6191	306 (306)	○	2
	4 県立新居浜病院	792-0042	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161	339 (300)	—	2
	5 十全総合病院	792-8586	新居浜市北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	○	2
	6 新居浜山内病院	792-0022	新居浜市徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	1
	7 住友別子病院	792-8543	新居浜市王子町3-1	0897-37-7111	401 (401)	○	2
	8 新居浜協立病院	792-0017	新居浜市若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	1
	9 岩崎病院	792-0045	新居浜市中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	1
	10 林病院	792-0834	新居浜市中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	1
	11 新居浜青洲病院	792-0043	新居浜市土橋2-2-2	0897-43-0550	60 (60)	—	1
	12 立花病院	792-0826	新居浜市喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	1

西条市	13 西条道前病院	793-0010	西条市飯岡地藏原3290-1	0897-56-2247	429 (0)	—	1
	14 西条中央病院	793-0027	西条市朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	2
	15 村上記念病院	793-0030	西条市大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	1
	16 西条愛寿会病院	793-0035	西条市福武字蔵尾甲158-1	0897-55-2300	180 (180)	—	1
	17 まなべ病院	793-0073	西条市氷見丙477	0897-57-7011	130 (130)	—	1
	18 済生会西条病院	793-0027	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	1
	19 西条市立周桑病院	799-1341	西条市壬生川131	0898-64-2630	350 (185)	○	1
	20 共立病院	799-1353	西条市三津屋南9-10	0898-64-2662	86 (86)	—	1
	21 渡部内科病院	799-1371	西条市周布339	0898-64-1200	52 (52)	—	1
	22 横山病院	799-1101	西条市小松町新屋敷甲286	0898-72-2121	36 (36)	—	1
	23 西条市立中川診療所	791-0531	西条市丹原町来見甲549	0898-73-2511	—	—	1

※ 新居浜市・西条市については、愛媛県地域防災計画資料編（平成24年度修正）より

○火葬場一覧

（平成25年12月現在）

名称	所在地	設置者氏名	面積(m ²)		処理能力		建設年度
			敷地	施設 (※1)	炉基数	最大 (体/日) (※2)	
川之江斎苑	四国中央市上分町970-1	四国中央市長	38,041	1,382	4	7	H7
伊予三島斎苑	四国中央市中之庄町字浜之前1670-1	四国中央市長	12,075	1,172	4	7	H1
土居斎苑	四国中央市土居町土居2208	四国中央市長	10,189	1,344	2	4	H17

※1：延べ床面積を記載

※2：通常使用時間における処理能力を記載

[危険物施設等関係]

○市内危険物施設一覧

(平成26年3月現在)

製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	移 送 取 扱 所	
1	72	99	54	113	2	36	6	91	2	123	1	600

[市対策本部所掌事務関係]

○国民保護対策本部所掌事務

部 名	課 名 等	分 掌 事 務
消防本部	安全・危機管理課 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策本部の設置及び運営に関すること。 ・ 本部長の指示、伝達に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 国、県との連絡調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 県等への応援要請に関すること。 ・ 防災関係機関及び自主防差組織等との連絡調整に関すること。 ・ 避難の指示等の伝達に関すること。 ・ 災害応急復旧計画の総合調整に関すること。
総務部	総務課 市民くらしの相談課 人事課 管理課 税務課 人権施策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の招集及び動員に関すること。 ・ 職員等の安否確認及び被災調査に関すること。 ・ 被災職員に対する給付及び救援に関すること。 ・ 被災情報の収集・整理・記録に関すること。 ・ 国民保護措置の記録に関すること。 ・ 応急対策用資機材、物資、車両等の調達に関すること。 ・ 市民への広報に関すること。 ・ 義援金、義援物資の受入れ及び配分に関すること。 ・ 税の減免措置に関すること。 ・ 住家及び非住家等の被害調査に関すること。 ・ 特殊標章等の交付に関すること。 ・ 各部・各班との連絡調整に関すること。 ・ 本部事務の応援に関すること。
企画財務部	秘書広報課 財政課 市民文化ホール等整備課 経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 ・ 報道機関への対応に関すること。 ・ 市民への災害情報の提供に関すること。 ・ 本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・ 災害見舞、視察等主要来市者の接遇に関すること。 ・ 情報システムの管理及び機能確保に関すること。 ・ 国民保護の財政措置に関すること。
市民環境部	市民窓口センター 国保医療課 市民交流課 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に関する市民からの問い合わせに関すること。 ・ 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 ・ 国民健康保険料等の減免措置に関すること。 ・ 公衆衛生・生活衛生に関すること。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 衛生関係団体等との連絡調整に関すること。 ・ 遺体の埋火葬等処理に関すること。 ・ 物資の調達・配分等に関すること。 ・ 仮設トイレの設置に関すること。

部 名	課 名 等	分 掌 事 務
福祉保健部	生活福祉課 高齢介護課 こども課 保健推進課 福祉施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救援及び災害弔慰金、見舞金に関する事。 ・ 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・ 要配慮者の安全確保、救護、生活支援及び避難誘導に関する事。 ・ 安否情報の収集に関する事。 ・ 被災者名簿の作成に関する事。 ・ 医療救護班編成及び救護所の設置・開設に関する事。 ・ 応急医療及び医薬品に関する事。 ・ ボランティアセンター開設に関する事。 ・ 災害ボランティアの受け入れ等総合調整に関する事。 ・ 介護保険料等の減免措置に関する事。 ・ 日赤奉仕団、社会福祉協議会等関係団体等との連絡調整に関する事。 ・ 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・ 民生（児童）委員との連絡調整に関する事。 ・ 被災地及び避難所の感染予防に関する事。 ・ 避難住民の健康管理に関する事。
産業活力部	産業支援課 観光交流課 農業振興課 農林水産課 国土調査課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び応急対策に関する事。 ・ 農林道の安全確保に関する事。 ・ 施設利用者等の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・ 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 ・ 家畜の防疫に関する事。 ・ 災害復旧資材、資金のあっせんに関する事。 ・ 海上輸送に係る漁船の調達要請に関する事。 ・ 生活必需品の調達、斡旋に関する事。
建設部	建設課 港湾課 下水道課 都市計画課 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び応急対策に関する事。 ・ 道路、橋梁、河川施設の安全確保に関する事。 ・ 建設土木業者等関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・ 応急仮設住宅の建設及び入所に関する事。 ・ 被災者の住宅確保に関する事。 ・ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
教育委員会	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化図書課 国体推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児、児童、生徒及び施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 ・ 避難所等の開設及び運営に関する事。 ・ 食料等の調達、斡旋に関する事。 ・ 災害時の応急教育に関する事。 ・ 保護者及び関係団体等との連絡調整に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。 ・ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ・ 非常炊出しに関する事。
農業委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び応急対策等に関する事。
選挙管理委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び応急対策等に関する事。
監査委員事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び応急対策等に関する事。

部 名	課 名 等	分 掌 事 務
会計課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び応急対策等に関する事。 ・ 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び応急対策に関する事。 ・ 議会との連絡調整に関する事。
水道局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の確保に関する事。 ・ 応急給水の実施に関する事。 ・ 水道水の衛生維持に関する事。 ・ 給水工事業者等との連絡調整に関する事。
消防署・所 (消防団)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防・救助活動に関する事。 ・ 救急搬送に関する事。 ・ 行方不明者の捜索に関する事。 ・ 警戒・巡視に関する事。 ・ 避難誘導に関する事。

[共通的な項目]

各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部事務局との連絡に関する事。 ・ 部内職員の動員に関する事。 ・ 他部の応援に関する事。 ・ 所管施設の安全確保及び復旧に関する事。 ・ 救援に関する事。 ・ 住民の復帰誘導に関する事。
------	---

[条例、協定等関係]

○四国中央市国民保護協議会委員名簿

(平成26年4月現在)

委	員
	今治海上保安部長
	自衛隊第14特科隊第1中隊長
	愛媛県東予地方局総務企画部長
	愛媛県東予地方局四国中央土木事務所長
	愛媛県東予地方局四国中央保健所長
	四国中央警察署長
	四国中央市副市長
	四国中央市教育長
	四国中央市消防長
	四国中央市総務部長
	四国中央市企画財務部長
	四国中央市市民環境部長
	四国中央市福祉保健部長
	四国中央市福祉保健部次長
	四国中央市産業活力部長
	四国中央市建設部長
	四国中央市議会事務局長
	四国中央市教育部長
	四国中央市水道局長
	株式会社NTTフィールドテクノ四国支店 新居浜フィールドサービスセンター アクセス担当課長
	四国電力株式会社四国中央営業所長
	四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅長
	宇摩医師会議長
	四国中央市消防団長

○四国中央市国民保護協議会条例

(平成18年3月31日)
(条例第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、四国中央市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の掌握事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、協議会担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月31日)
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、四国中央市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び四国中央市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 四国中央市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 四国中央市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 四国中央市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、四国中央市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○関係機関協定等一覧

協 定 名 等	締結日	締 結 先
日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	H 8. 10. 4	日本水道協会中国四国地方支部
新宮サミット市町村災害時応援協定	H10. 9. 1	和歌山県新宮市・福岡県新宮町・兵庫県新宮町（現：たつの市）
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	H15. 6. 30	四国旅客鉄道株式会社
大災害発生時の医師の出動に係る協定	H16. 4. 1	社団法人宇摩医師会
重大事故等に係る医師の現場往診協定書	H16. 4. 1	長谷川病院・石川病院・加地医院・豊岡病院
災害ボランティア活動支援等に関する協定	H17. 11. 1	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 1. 18	四国コカ・コーラボトリング株式会社
愛媛県消防広域相互応援協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 5. 1	香川ペプシコーラ販売株式会社
災害時における防災活動への協力に関する協定	H18. 6. 30	イオン株式会社西日本カンパニー
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社フジ
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社ママイ
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ三島店
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ土居店
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	生活協同組合コープえひめ
災害時における協力に関する協定	H20. 8. 1	公益社団法人四国中央市シルバー人材センター
大規模災害時における水道の応急活動に関する協定	H21. 4. 1	四国中央市管工事協同組合

協 定 名 等	締 結 日	締 結 先
災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	H22. 3. 1	社団法人愛媛県エルピーガス協会四国中央支部
災害時相互応援に関する協定	H22. 3. 26	観音寺市・三好市
震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	H23. 2. 15	松山市・今治市・新居浜市・南予地方水道水質検査協議会
ヘリテレ映像の提供に関する協定	H23. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	H23. 8. 9	社団法人愛媛県電設業協会
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	H23. 10. 26	国土交通省四国地方整備局
災害時の歯科医療救護に関する協定	H24. 9. 1	社団法人愛媛県歯科医師会宇摩支部
災害時における物資供給等の協力に関する協定	H24. 10. 1	株式会社アクティオ四国支店
災害時等における車両用燃料等の優先供給に関する協定	H24. 12. 1	愛媛県石油商業組合四国中央支部・J A うま
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H25. 2. 26	愛媛県土地家屋調査士会
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H25. 6. 3	市町村広域災害ネットワーク運営協議会（泉大津市ほか19市町）
災害時等における支援協力に関する協定	H25. 8. 2	株式会社ハローズ
災害時等における支援協力に関する協定	H25. 11. 1	ダイキ株式会社
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H26. 8. 1	四国中央市建設業協会連合会
災害時の協力に関する協定書	H26. 2. 6	四国電力(株)
災害時における物資供給協力に関する協定	H26. 2. 7	愛媛県森林組合連合会・宇摩森林組合・いしづち森林組合
災害時における支援協力に関する協定	H26. 2. 28	有限会社西部観光グランディール天国三島店
災害時等における応急対策業務の協力に関する協定書	H26. 5. 16	愛媛県電気工事工業組合・愛媛県電気工事工業組合東予支部宇摩電気工事工業協同組合
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H26. 5. 29	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（堺市ほか67市町村）

[様式等関係]

○安否情報報告様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日	
総務大臣 （愛媛県知事） 殿 （四国中央市長）		申請者 住所（居所） 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）		
備	考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏	名	
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住	所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本	その他（ ）
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (愛媛県知事) (四国中央市長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 四国中央市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 四国中央市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況							
市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

○避難に関する情報報告様式

様式 避難に関する事項

第 報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、判明した事項から逐次報告してください。

事業名			
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区 分	報告内容 (設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等)
① 警官が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注：図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口 (概数可)	
------------	--

注1：対応する地域の地図を添付してください。

注2：「町・大字単位など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図には対応関係を明記してください。

要援護者等の状況	①幼稚園・保育園など	施設数： 人数：	④障害者施設	施設数： 人数：
	②学校	種別： 施設数： 人数：	⑤医療機関	施設数： 入院患者数：
	③高齢者施設	施設数： 人数：	⑥居宅の要援護者	人数：
エリア内で特筆すべき施設				

注：②学校については、種別（小学校、中学校、高校、養護学校等が分かるように記載してください。）

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称 収容可能人数
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況 (自主避難を含む)

--

消防庁受信者氏名 _____

その他の注意事項

- 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。
- 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。
- 「要援護者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。
- 事案が異なる場合は、別葉として報告してください。

○火災・災害等即報要領

第3号様式 (救急・救助事故等)

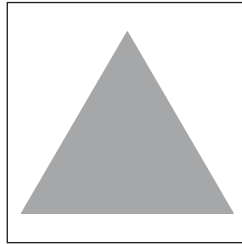
第 報

消防庁受信者氏名		報告日時	年月日時分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重症	人 (人)
		中等症	人 (人)
		軽 症	人 (人)
	不明		人
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

○特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に
青の正三角形)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> <div style="text-align: center; flex-grow: 1;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> </div> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">身長/Height_ _ _</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">眼の色/Eyes_ _ _</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">頭髪の色/Hair_ _ _ _</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height_ _ _	眼の色/Eyes_ _ _	頭髪の色/Hair_ _ _ _	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			-----			-----			-----			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height_ _ _	眼の色/Eyes_ _ _	頭髪の色/Hair_ _ _ _																							
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																									
血液型/Blood type																									

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																									
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																								

(身分証明書のひな型)

[そ の 他]

○救援の程度及び基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日

平成25年内閣府告示第229号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり310円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合

は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,530,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり310円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のおもものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
- (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
- (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される

者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。